

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立みやの保育所
第三者評価機関名	富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 7年 6月 2日(契約日)～ 令和 8年 1月14日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	- 回

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【地域に根差した子育て拠点を目指して～保育の見える化と発信力～】

保育所は、令和5年4月に婦中熊野保育所と宮川保育所の統合により、多様化する保育のニーズへの対応と、地域の子育て支援の核となる施設を目指し整備された。園舎には随所に配慮が施されており、特に広々とした玄関には、保育方針、目標、家族や地域の思い・願い、保育士(クラス)の思い、食事、感染症、子育て情報を掲示し、所長を中心に保育運営を見える化する取組が進められている。また、エントランスホールでは、保育活動のドキュメンテーションや職員の学びの報告、アンケート結果や各種計画等のファイリング等、多様な情報が掲示及び展示されている。資料作成から発信まで、見やすさと伝わりやすさに配慮し、関心を引く工夫が見られる。子ども、保護者、職員といった「大きな家族」、さらには地域住民や関係者にとっても、わくわくする子育て支援の拠点としての発信力の強化に注力している。

【新園舎を生かした保育や環境づくり】

新園舎では、子どもの活動内容に応じてクラスの仕切り扉を開閉し、異年齢、年齢別活動、個別やグループ活動ができる環境が整備されている。こうした空間の活用により、子ども一人ひとりの発達や思いを尊重した保育や環境づくり、グループや集団の中で育ちあう保育を提供している。また、廊下や階段踊り場、フロア等の壁面を活用し、子どもの活動経過の写真や子どもの絵等を使って時系列(ストーリー)式に掲示することで、子ども自身が活動を振り返ることができるようにしているとともに、保護者にとっても保育の内容や子どもの育ちの過程が伝わりやすくなるよう配慮されている。また、玄関から続く広々としたエントランスホールには移動棚を利用し、季節の小動物や植物等の観察コーナー、絵本コーナー等を設け、子どもと保護者が一緒に楽しめる環境づくりが進められている。

【子どもと保護者が楽しく学べる食育活動】

年長児は野菜の栽培活動を通じて、生長過程の気づきや発見から食への関心・楽しみを育てている。収穫した野菜は、その日のうちに調理員が調理し、給食として提供されており、自分たちが育てた野菜を味わうことで野菜への興味がより一層高まり、食事の時間がより楽しいものとなっている。また、収穫した野菜は家庭に持ち帰って調理される等、家庭と連携した食育活動につ

なげている。保育所独自の「食育通信」では、食の大切さや食育の様子を子どもの写真と調理員のコメントを添えて保護者に発信している。調理員が給食時に子どもの様子を見てまわり、食育クイズに楽しく参加できるように視聴覚教材を利用する等の工夫がみられる。「親子交流事業」として実施している給食参加も参加率が高く、子どもが楽しく食事をしている様子を実際に見る機会となっており、食事に関する正しい知識への理解を深める場となっている。子どもと保護者が楽しく学べる食育活動の展開が、家庭での食生活を支える一助となっている。

◇ 改善を求められる点

【持続的な成長を支える中長期計画と単年度計画の策定と実行】

中長期事業計画及び単年度事業計画は、富山市の統一された様式に沿って策定されている。しかし、令和5年度より新設保育所として運営が開始された当保育所においては、中長期事業計画に示された「視点」に沿った「具体的な施策」について、その具体的な取組を実施する年度や目標値(評価基準)等が設けられていない。所長(管理者)が数年単位で交代する体制の中で、保育運営の連続性と一貫性を確保するためには、具体的な取組の実施年度や目標値を設定し、その実施年度における取組を見直し・検討したうえで、単年度計画へ反映させていくことが望ましい。事業計画における「視点＝目指す姿」を職員だけではなく、保護者、地域関係者等が参画のもと策定し、協働して実行していくことによって、地域ニーズに即した保育所となることを期待したい。

【アセスメントに基づく適切な保育の提供に向けて】

個別懇談会や連絡帳を通して保護者の意向、情報を収集し、保育の手段や方法に生かそうと努めているが定期的ではなく個人差が見られる。全ての子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況を把握し、子どもと保護者が必要としている保育実施上のニーズを定期的に把握するための、アセスメント手法(手順と様式)の確立が望ましい。今後、定期的な子どもや保護者の意向調査の下、アセスメントに基づき、一人ひとりの子どもに合った、適切な支援が行われるような仕組みの構築に期待したい。

【より多くの職員の視点が反映される保育実践】

年間指導計画に基づいて作成された「月週案」では、3・4・5歳児の「子どもの姿」については、クラスごとに違いがあるが「ねらい」は、全クラス共通の内容となっている。今後は「月週案」の「子どもの姿」から、それぞれの年齢やクラスの実態に応じた「ねらい」を設定し、具体的な計画を作成・実践していくことが望まれる。また、計画の作成や各種会議等においては、検討・決定内容が全職員に共有される仕組みとなっているが、会計年度任用職員も広く参加できるよう会議の時間や形式等を工夫し、より多くの職員の視点と検討等により保育の質が高まる取組みに期待したい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

令和5年4月に婦中熊野保育所と宮川保育所が統合し、創立3年目を迎えたみやの保育所にとって、今回の第三者評価受審は改めて福祉サービスの質の向上を見つめ直す貴重な機会となりました。

受審にあたり、職員全員で『自己評価票』や『富山市立保育所等保育ガイドライン・チェックリスト』等を活用し、日々の保育を振り返る中で、児童福祉の観点から課題に気づくことができました。改善策について職員間で協議を重ねたことは、保育目標を再認識するとともに、子どもたちの育ちに対する共通理解を深める大切な機会となりました。

今後は、評価機関からの評価やご助言を真摯に受け止め、職員一人ひとりの専門性と多様な視点を生かした保育運営に努め、さらなる保育の質の向上を図っていきたいと思います。

あわせて、日頃より温かく見守ってくださっている地域の皆様に対し、子どもたちの元気な姿や笑顔、育ちの様子を積極的に発信し、保育所としての社会的責任を意識しながら、地域に根ざした保育所づくりを進めていきたいと思います。

最後に、今回の第三酢や評価受審にあたりご尽力いただいた評価機関の皆様、ならびにアンケートにご協力いただいた保護者の皆様に、心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>『富山市基本理念』に基づき保育理念を掲げている。年度当初の職場会議にて保育理念に基づき保育方針を検討し、決定、周知している。保護者に対し、それらが明記された「重要事項説明書」を配付し、入所説明会や富山市立保育所共通保護者向けアプリ配信を通して周知に努めている。令和7年度事業計画と併せて「保育方針」「保育目標」に加え「家族や地域の思い・願い」「子どもたち考案のスローガン」を、壁画風に玄関ホールに掲示している。地域向け便りには「保育目標」も掲載されており、3年目を迎えた保育所として理念等が保護者や地域住民に広く浸透するよう取組んでいる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>富山市は『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心・安全な保育を提供するため『富山市こども計画』を策定し、そこに分析状況及び取組・方策を示している。全国保育協議会発行の保育情報誌等を職員へ回覧、保育士会だよりから情報を収集し、社会福祉事業全体の動向把握に努めている。毎年富山市作成の『保育所要覧』調査に協力し、保育所として利用児童の校区内外の利用状況や家族構成の把握に努め、富山市園長・所長会議では、保育行政や地域における保育所環境の変化について検討や周知を図っている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公設公営保育所であり、設置主体である富山市担当課と共に、令和5年度に新設された保育</p>		

所として地域住民や関係機関への更なる理解促進、保育所運営における課題及びニーズの掘り起こしを続けている。また、富山市立保育所共通保護者向けアプリのほか、写真購入用アプリやおむつのサブスクリプションを導入し、当日のクラス担当者表や各年齢別活動計画を週単位で事務所内専用ボードに掲示し可視化する等、大きな規模の保育運営が効率的かつ共有しながら遂行できるよう努めている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は『富山市こども計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「令和7年度 中長期事業計画」（令和7年度～令和11年度）として策定されている。昨年度末に所長、副所長で、これまでの中長期事業計画「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の拠点としての役割等」の4つの取組項目を評価し、新たに同様の項目について、令和7年度から5年間に向けた取組の視点と具体的な施策を立案している。計画は職員に説明、配付し共通理解を図っている。計画立案ではさらなる計画の理解促進と実効性の向上に向けた工夫に期待したい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度当初「令和7年度 中長期事業計画」に基づき「令和7年度 単年度事業計画」を所長、副所長、主査で策定している。単年度事業計画には、中長期事業計画で示した4つの取組項目について具体的な実施内容を明記し、7つの職員目標を掲げている。年度当初に職員には職場会議で説明、会計年度任用職員へは回覧し周知を図っている。公設公営保育所として、管理者等の任期が短期間であることを踏まえ、客観的に進捗状況が把握できる体制づくりに期待したい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、年度当初に所長、副所長が前年度の職員による振り返りや保育運営状況を確認し、保護者等アンケートの結果も踏まえ目指す保育所運営の具体的な項目を盛り込み策定している。しかし、事業計画の進捗状況や実施された取組内容の評価、評価者や評価日（時期を含む）についての記録が十分とは言えない状況である。今後は、事業計画の実施状況の把握や評価・見直しの経過が確認できる記録方法を検討し、次期計画へ反映するためのプロセスを明確化していく取組に期待したい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c

<コメント>
 保護者へは玄関壁面への掲示、エントランス閲覧コーナーへの配置、富山市立保育所共通保護者向けアプリでの配信等で単年度事業計画の周知を図っているが、保護者会総会等の開催もないことから説明や質疑応答の機会は設定されてない。「重要事項説明書」「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」等で、事業計画に基づく取組や行事、園内研修における取組みについて紹介し、活動内容はできるだけタイムリーにドキュメンテーション（子どもの活動を写真や文字などで視覚的に記録する手法）等を用いて配信することで、保育の事業や取組み内容が保護者等へ具体的に伝わるよう努めている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント> 本年度、第三者評価を受審し質の向上に向けて取組んでいる。自己評価については『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』を用いて年2回実施、集計し職員へフィードバックしている。本年度の園内研修テーマ、3歳以上児「たのしい うれしい ともだちだいすき みやのっこ～子どものやりたいと保育士の願いがリンクする共主体保育を目指して～」、3歳未満児「たのしい うれしい ともだちだいすき みやのっこ～子どもの発達にあわせた環境づくりを考える～」について具体的な取組が研修計画及びクラス前掲示等、記録で確認できる。また、家族や地域から参加のある行事等については、行事後にアンケート調査を実施し、結果を職員間で共有・検討し、反映されていることが利用者アンケートや記録から伺える。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント> 第三者評価や『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』における自己評価実施後、評価結果を数値化し、それに基づいて評価の高い項目と低い項目について、職場会議や年齢別会議等で検討し文書化して回覧している。また、課題とされた項目については、各種会議やミーティングにて問題点やその背景について検討している。今後は『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』による自己評価及び第三者評価結果の検討・共有に留まらず、検討から得られた分析内容から課題を抽出し、改善に向けた計画の策定、実施、評価、見直しというサイクルを継続的に実践することで、保育の質のさらなる向上につながることを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>所長は本年度に赴任し、就任1年目である。年度初めの職場会議において、富山市の『教育・保育方針』と共に、自身の保育に対する思いを全職員に伝えている。また、保育所が地域に開所して3年目、職員は総勢で約50名（うち2名嘱託医）、子どもたちは170名を超える大規模な保育所であり、副所長2名と想いを共有しながら地域連携と運営に向き合っている。所長（管理者）の役割をはじめ、全職員の職務を職務分担表において明文化し、災害・事故時等は「災害・事故対応マニュアル」に基づき、所長の指示のもとで対応する体制となっている。所長不在の場合は、副所長へ報告・連絡・相談を行うことが明記されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>所長は富山市主催の富山市園長・所長会議等において、遵守すべき法令について指導を受けている。全職員に対し、公務員倫理と情報セキュリティについて学ぶ機会を設けている。併せて、重要な事例や通知文は、職員が見返すことの出来るよう配付・回覧している。また『人権擁護のためのセルフチェックリスト』による自己評価を活用し、保育の振り返りにつなげている。今後は、保育事業を運営する上で遵守の対象となる関連法令等について、計画的に正しく理解する取組に期待したい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>所長は就任1年目であり子どもたち、保護者、職員を合わせるととても大きな家族と受止め「ここに預けて、安心」と思ってもらえるよう、率先して玄関に立ち子どもや保護者等と積極的なコミュニケーションを図っている。また、多くの職員それぞれの強みと課題や困りごとを把握するよう心がけ、相談には迅速に対応することを意識している。保育状況を把握するため、職場会議、3歳以上児会議、3歳未満児会議の際は、グループ編成を構成し活発な意見交換の機会となるよう配慮している。また、エントランスホール、階段の踊り場、廊下等あらゆる場所を活用し、掲示・展示内容を工夫することで保育の取組の見える化を推進し、保育への関心を高める取組に指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公設公営の為、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。富山市担当</p>		

課は、お便り・お知らせ（緊急連絡）の配信等に、富山市立保育所共通保護者向けアプリを活用し利用者の利便性と業務の効率化を図っている。また、保育所として写真販売アプリやおむつのサブスクリプションを導入している。多くの職員で運営しているため、休暇や研修等の予定をミーティングノートに記入し、職員の補充や充足に見通しを立てることで業務の実効性を高めている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公設公営であり、富山市担当課は在籍児童数に応じ適切な人員が配置されるよう努めている。人材の確保としては『富山市こども計画』を新たに策定し、今後5年間の利用者数を見据え、正規職員及び会計年度任用職員の採用計画を作成している。人事の裁量権を担う富山市は『保育士採用案内 2025』を作成し、積極的に県内の保育士・幼稚園教諭養成校等へ出向き採用活動を行い、関係機関へ配布している。令和6年度からは60歳から65歳まで継続雇用制度を導入し、人材確保に注力している。定着に関しては、富山市担当課が20・30代の保育士及び教諭を対象に24時間受付可能な『いつでもどこでもお悩み相談室』を設置し、職場では言い出しにくい悩みを第三者へ相談できる取組が実施されている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>運営主体である富山市が人事管理制度として『人事異動調査』『業績評価』『自己申告』を導入しており、人事評価は担当課長や所長が中心になって職員への面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性が確保される評価となるよう取組んでいる。処遇においても昇任、昇格基準が明確にされており、職員が目標をもって就業できる環境にある。『富山市教育・保育方針』において『望ましい職員像』について明確に示され、会議等を通して職員に周知されている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は、毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『さわやかフライデー』とし、ノー残業デーを奨励している。職員の心身の健康を良好に保つため『ストレスチェックシート』を実施し、希望や必要に応じて富山市庁内の『こころの相談室』において臨床心理士による相談が可能である。所長は、職員と年間2回の面談を実施し、職員がバランスよく年次有給休暇を取得でき、家庭事情に合わせた働き方が出来るよう副所長2人と協力しながら、職員が心身共に健やかな状態で保育に向き合えるよう配慮している。また、本年度2回「就労環境実態調査アンケート」を実施する予定としており（対象者は限定）、その結果を分</p>		

析し、より魅力的な職場環境の改善に取り組んでいる。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の業績評価に基づき、正規職員は年2回『業績評価票』に取組み目標・行動計画・達成度・自己点検評定等を用いて明確にしている。所長は面談を実施し、職員の目標に向き合う姿勢や業務の状況を把握して助言するなど、意欲が高まるよう配慮している。会計年度任用職員も年4回『人事評価記録書』に目標・達成状況・自己申告等を明記し、同様の面談・評価を設け育成に努めている。富山市担当課は『業績評価』の事務に対する職員負担を軽減するため行動計画目標を設定し、自分に見合った項目を計画に位置付けるよう配慮している。所長は保育士の学びを保護者等と共有するため、職員は研修等終了後「研修に行ってきました」とタイトルした研修レポートを提出し、エントランスホール専用コーナーへ掲示後にファイリングして、いつでもだれでも見られる閲覧コーナーを設置している。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は『望まれる職員像』を7項目示している。毎年単年度事業計画に人材育成のための研修参加を位置づけている。富山市担当課が作成している『保育所・認定こども園職員研修計画』に基づく研修、新規採用研修、3歳未満児担当保育者、3歳以上児担当保育者、障害児担当保育者、園長・所長等、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会、富山県保育士会、富山県保育連絡協議会等）の研修等に参加している。『富山市保育のガイドライン』に保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』を示されており、保育実践に必要なとされる知識や技能等を考慮した研修計画の作成・見直し・実施が行われている。昨年度の見直しでは、性教育と不適切な保育研修の必要性が検討され本年度の計画に位置付け、研修の充実に取り組んでいる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>富山市では、職員一人ひとりの研修履歴を『富山市保育所職員研修受講履歴表』により管理している。所長はその情報を基に年齢、経験、担当内容、希望等を踏まえ研修の年間計画を作成している。また、キャリアアップ研修、富山県保育士会や富山県保育連絡協議会等の研修案内を回覧し、参加を促している。研修受講後には「研修受講報告書」を作成し、その後も「1か月後の自己評価」「受講後の実施報告」を記入する様式とすることで、学びを意識して保育実践に反映する工夫が見られる。今後は、富山市担当課による研修計画以外にも興味・関心のある学びの機会が業務として確保されることに期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ ① ・c

<コメント>

富山市は『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』を作成し、実習生等の受け入れを推進している。保育所では「実習生受け入れマニュアル」を作成し、副所長が窓口となり目的に応じた「実習や体験学習の心得」を作成している。専門職種ごとに、学校側が作成したマニュアルや実習内容をもとに実習計画を立案し、日々のミーティングにて職員へ内容を伝達し計画的に進めている。担当者は、実習対象者及び目的に応じ、実習のねらいや内容表現に配慮した資料を作成している。実習生を受け入れる際は「実習生受け入れマニュアル」に沿って、実習生一人ひとりのねらいや意向を確認しながら実習指導に当たっている。実習生には実習後、実習生反省会記録とアンケートの記入に協力してもらい、要望を今後の実習に生かせるよう取組んでいる。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市はホームページ『育さぽとやま』を展開し、保育所基本情報、第三者評価受審結果、妊娠から子育てに関する一連の情報を広く発信している。第三者評価結果については、富山市立保育所共通保護者向けアプリによる通知や富山県社会福祉協議会のホームページで公表していることを知らせている。子育て事業に関する予算及び決算等、富山市として財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者には、保育に関する取組について「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」を配付して周知するほか、富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信して情報提供している。また、所長は宮野小学校運営協議会へ参加し、幼保小行事の連携や地域行事との調整を図り、地域だより（年4回発行）を地区で回覧する等情報の公開に努めている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算は、年度単位で4月に富山市より配当される。その扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら、担当者が収支計画を作成している。所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理を行っている。また、適正な運営のため備品管理・給与・給食費・延長料金について、富山市監査委員事務局より定期的な監査が実施されており、指導事項があれば改善を図っている。また、個人情報の取扱い、守秘義務等に関しては、全職員から書面で同意を得るほか『コンプライアンスシート』を導入し、公務員としての立場と責任について倫理研修の振り返りと併せて取組んでいる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域との連携及び交流について「令和7年度 全体的な計画」「令和7年度 中長期事業計画」「令和7年度 単年度事業計画」の中に明記している。「みやの保育所地区連携図」を作成し、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。親子で参加できるイベントや実施事業は、チラシやポスター等で情報提供に努めている。保護者には、子どもの交流の様子を富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信したり、写真にコメントをつけて玄関に掲示したりして知らせている。地域には「みやのっこだより」に子どもたちの交流の様子を載せて発信し、保育所や子どもへの理解を得るよう努めている。福寿会（老人会）との野菜作りや七夕作り、ふれあい運動会、新年お楽しみ会、地域の文化祭に参加することで地域交流を深め、地域の施設や団体等の社会資源を利用し、子どもの社会体験の場を広げている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市担当課作成の『ボランティア受け入れマニュアル』に基本姿勢が明記されており、それを基に独自に「ボランティアに参加される方へ」としてマニュアルを作成している。富山市みんなニッコリ保育サポーター事業については『富山市みんなニッコリ保育サポーター事業実施要項』に基づき受け入れている。「お話の会」としてボランティアも受け入れている。登録（連絡体制等）、目的、内容、事前説明、実施状況等を記載する等、ボランティアの受け入れや学校教育の学習等への協力に関する方針とマニュアルを作成し体制を整備している。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもにより良い保育を提供するために必要な、地域の関係機関や団体との「みやの保育所地区連携図」を作成し、連携を図っている。配慮が必要な子どもについて、個々の状況に合わせて、各専門機関の受診や巡回指導を受け、保護者のニーズや子どもの状況に応じた関わり方について助言や指導を受けている。得た情報は職場会議で共有している。要保護児童については、地域の保健センターや専門機関と連携し情報提供が行える体制が整備されている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>宮野小学校運営協議会に年4回参加し、各団体から議題に沿った話を聞く機会がある。所長は保育所の「単年度計画」の説明や状況を伝えたり、地域の現状や取組を聞いたりしている。</p>		

今後、地域の会議やイベント、保育所行事等、地域住民と触れ合う機会を通して、コミュニケーションを図りながら、保育所に求められている具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組に期待したい。

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a・b・c

<コメント>

地域から依頼のあるイベント（文化祭に作品展示、福寿会（老人会）での交流等）に参加し、地域コミュニティの活性化に貢献している。災害時に避難所の設営を行うための知識を身につけ、地区センター班要員として保育所から地区の避難所開設訓練に参加し、住民の安全・安心のための支援の一端を担っている。親子サークルを年30回開き、地域の未就園児親子に子育てに必要な知識・技術や情報を提供している。今後、保育所が有する専門的な知識や技術を、地域に還元する取組に期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」の中で「子どもの人格を尊重した保育」を実施することを明記している。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』『全国保育士会倫理綱領』を活用し、自らの保育観や関わり方を確認するよう努めている。チェックリストは年2回行い、集計、検討、課題を数値化しまとめている。また園内研修で3歳以上児は「子どものやりたいと保育士の願いがリンクする共主体保育を目指して」、3歳未満児は「子どもの発達に合わせた環境づくりを考える」をテーマに掲げ、全職員が研修を受講し共通理解を図りながら、子どもの育ちを尊重した保育の提供に努めている。子どもの態度、遊び方、色の選択等先入観や固定的な対応をしないよう配慮している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関するマニュアル「プライバシーの尊重のマニュアル」を作成し、各クラスに置き職員への周知を図っている。プライバシーを守るために、3歳未満児の着替えやオムツ交換時は衝立を利用し、3歳以上児の水遊びや身体測定に着脱は、男女別にスペースを確保したり着替え場所が来客の目に入らないようにしたりしている。また着替える時は上着・下着と順番に脱ぐよう指導している。戸外に出る時は、他者に名前が分からないように保育所名の名札に変える等配慮している。保育の場面ごとに作成されている手順書について保育を行いながら見直しが行われている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」等分かりやすく掲示している。富山市作成の『富山市子育て支援ガイドブック2025』や「保育所のパンフレット」は利用者に配付し、玄関に設置している。富山市のホームページや富山市子育て支援サイト『育さぽとやま』で情報を公開している。パンフレットは地区センターに設置しており、見学希望者には、パンフレットを渡し、保育理念や方針、保育内容や地域の特性等を説明している。また、見学状況は記録に残されている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め、富山市担当課で決定した認定内容</p>		

<p>を保護者に丁寧知らせている。書類の書き方についても『保育所入所のご案内』の冊子を基に分かりやすく説明している。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント> 転所先に必要な書類（同意書・生活管理指導表・児童保育要録・予防接種罹患調査票等）を送付したり、必要な伝達事項があれば連絡したりし、保育の継続性に配慮している。保育所の利用終了後も所長や副所長が窓口となり、いつでも相談に応じることを口頭で伝えるとともに、文書を配付し知らせている。今後、必要に応じて、行政や関係機関等と十分に連携をとることができる体制の構築に向けての取組にも期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント> 年齢別保育や異年齢児保育の場で、子どもと振り返りの時間を設け、楽しかった事や疑問に思った事を話し合ったり、次回やってみたい事や意見を書き出したりし、子どもの思いの把握に努めている。3歳未満児についても、子どもの表情や態度から子どもの思いを把握するよう努めている。保護者には、個別懇談会や保育参加で意見を聞いたり、行事後のアンケートや年度末に保育所運営に関するアンケートをとったりし、保護者の満足度を把握するよう努めている。保護者の意見を集約、改善点等を職場会議で検討し、結果と対応を保護者に公開している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント> 保育所独自で「苦情対応マニュアル」を作成している。保護者には苦情受付・解決の窓口が副所長、責任者が所長であることや、保育所内で解決できない問題については、富山市より委託された第三者委員会に諮る等の体制を明確にした図表を玄関に掲示し、意見箱と意見用紙を設置している。保護者からの意見は誠実に受け止め傾聴に努めている。解決に向けて職員間で検討し、今後の保育に反映するよう努めている。子ども個人に関する要望は保育経過記録に記載され保育の質の向上につなげている。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント> 玄関に意見箱と「個別相談申し込み票」を設置し、希望日、相談相手、相談内容が自由に選べるようになっている。保育所だよりもいつでも相談に応じられることを明記している。また、相談室もあり相談しやすい環境となっている。意見箱の設置場所は考慮されているが、保護者には分かりにくい場所となっており、設置場所の工夫が望ましい。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a・③・c</p>

<p><コメント></p> <p>日頃から保護者との良好な関係作りに努め、保護者の話を丁寧に傾聴し、保護者が話しやすい雰囲気づくりを心がけている。保護者からの意見や相談は、所長や副所長に報告、職場会議で改善に向けて検討、結果を速やかに保護者へ報告するという体制が整っており「相談内容記録」に内容が記載されている。保護者への対応や報告の手順に関するマニュアルを作成している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の『富山市危機管理対応要領』に基づき、保育所独自の「事故対応マニュアルについて」を作成し、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり危機予防対策を行っている。マニュアルは職員が見やすい場所に設置し、緊急時に対応できるようになっている。様々な事故発生に対応するフローチャートも作成している。園内や園外のヒヤリハットマップを作成し、ヒヤリハット事例を基に、危険個所や状況把握に努め、要因を分析、対応策を考え、再発防止に努めている。月2回屋内外の安全点検を行い、必要に応じて富山市担当課に修繕を依頼し、修繕内容は「安全点検簿」に記載されている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『保健のしおり』『保育所における感染症対策ガイドライン』に基づき、感染症の症状別対応マニュアルを作成している。感染症別のフローチャートも作成し、看護師主導で嘔吐処理マニュアルを基にシミュレーションを行い、全職員が適切な対応ができるようにしている。また、厚生労働省からの通知を回覧し、手洗い・うがいの基本的な生活習慣を身につけることや換気の徹底に努めている。保護者には玄関に保健コーナーを設け『学校欠席者・感染症情報システム』の情報や、保育所内での感染情報、流行している感染症のポスターを掲示する等、注意喚起を促している。今後、感染予防に向けた意識啓発につながるよう、看護師の専門性を子ども、保護者、職員に向けて発揮することを期待したい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>災害時の避難計画に基づき、災害別に「災害時におけるマニュアル」「緊急時の連絡行動マニュアル」として対応策が策定されている。職員の役割や食料・防災資機材等の備蓄リスト等を明確にした「災害時の人員体制・指揮系統」を作成している。非常食はアレルギー児用も準備され消費期限を確認し、定期的に入れ替えている。医療品、照明、情報機器等は非常持ち出し用として各保育室に保管している。全職員が富山市メール配信システムに登録し安否確認ができる体制が整っており、全職員に周知している。今年度から避難訓練の実施時に、近所の地域の方に子どもの誘導補助等の協力を依頼する予定としている。今後、地域と連携し子どもの安全確保に向けた体制の構築に期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市保育のガイドライン』に基づき「標準的な保育のマニュアル」を作成している。保育を行いながら見直し、必要に応じて改定したり新たなマニュアルを作成したりしている。年齢別・異年齢・個別の指導計画の中にも様々な生活の場面における標準的な実施方法を明記し、それに基づいて保育を実施している。子どもの興味や発達等により、活動内容や配慮事項等を考慮し、画一的なものとならないよう配慮している。給食、排泄等生活の場面における実施方法を写真で分かりやすく作成している。今後も、生活や保育の様々な場面で必要な標準的な実施方法を、職員間で話し合い、子どもの尊重やプライバシー保護に関する配慮事項を追記しながら、充実した内容になることを期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>月1回の年齢別会議と職場会議で計画的に指導計画の検討や見直しを行う中で標準的な実施方法についても見直している。全職員で話し合った意見や、行事ごとや年度末に実施している保護者アンケートの声は、翌月の指導計画や保育内容、翌年の「全体的な計画」にも反映される体制が整っている。今後、標準的な実施方法全般について、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に行っていくことを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」に基づき、年齢別、異年齢、個別の指導計画を作成している。指導計画は担当保育士が個別懇談会や連絡帳等から保護者のニーズを把握しながら作成している。児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）や保育経過記録、個別支援計画には、保護者の意向や、必要に応じて関係機関からの情報が記載されている。実施した保育の振り返りや評価、状況の把握や分析は年齢別会議、職場会議を通して行い、所長や副所長が確認する体制が確立されている。今後、よりアセスメントに基づく適切な指導計画が作成されるよう、定期的に子どもの身体状況や保護者の生活状況等を把握し、子どもや保護者が必要とする保育実施上のニーズを把握するためのアセスメント手法（手順と様式）を確立することが望ましい。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>全ての年間計画は年度末、年齢別月間・週間指導計画、異年齢児指導計画は月末、避難訓練などの行事は実施後、個別支援計画は2カ月に1回、児童票の保育経過記録は変化のあった</p>		

<p>時や年度末、児童票の発達記録（発達のためやすチェック表）は6カ月～3歳までは項目の達成月齢を随時記載、3～4歳までは6カ月に1回、4歳以上は1年に1回チェックしながら評価・見直しを行い、記録するとともに次の計画に生かしている。評価・見直しは、年齢別会議や職場会議等で全職員参加の下行われている。今後も、保育の質の向上に向けて、PDCAサイクルを継続して実施することを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 子ども一人ひとりの保育の実施状況について、児童票の発達記録（発達のためやすチェック表）や発達経過記録、個別支援計画に適切に記載されている。書き方については、富山市担当課作成の『記載のポイント』を参考に記載されており、所長や副所長が確認し指導している。子どもに関する必要な情報は、職場会議、日々のミーティング、回覧等を通して、全職員が情報共有できるような仕組みが整っている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント> 『個人情報保護法』及び『富山市セキュリティーポリシー』に基づき、子どもの記録管理、電子データの取り扱いに十分留意し管理している。個人情報が記載された書類や子どもに関する記録は、事務所内の鍵付き棚に保管・保存期間等の規定に従って管理している。「プライバシーの尊重マニュアル」を作成し、業務上知り得た個人情報は、漏洩しないよう指導を徹底している。保護者には、個人情報保護について記載してある「重要事項説明書」を基に、個人情報の取り扱いについて説明し「承諾書」を提出してもらい同意を得ている。今後、書類の閲覧や記録の際に、棚からの出し入れ記録簿を作成し、所長や副所長の管理の下、管理体制を徹底することが望ましい。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は保育理念、保育方針に基づいて作成されており保育目標の「心も体も健康な子ども 友達と仲良く遊び 思いやりのある子ども 自分で考え行動する子ども」などの趣旨を踏まえて編成され、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況に配慮しながら作成されている。前年度の評価・反省・改善点を踏まえ年度ごとに見直しを行っている。保育時間については標準保育時間外の保育計画も作成し、日々の保育に活かされることに期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>室内には温湿度計を設置、最適な温度・湿度の目安を意識し換気や空気清浄機などで快適な環境が保たれている。午睡中も子どもの表情や顔色が確認できるよう午睡に相応しい採光を取り入れている。玩具の消毒や掃除は衛生的に行い殺菌庫を使用し衛生管理ができています。手洗い場やトイレは清潔に保ち、混雑時に怪我がないように動線をテープ等で示し事故を未然に防ぐ工夫がされている。0・1歳児クラスには畳のコーナー等が設けられており、それぞれの子どもがくつろぎ、落ち着ける場所が確保されている。今後は2歳児クラス、3歳以上児クラスの保育室内にも子どもがくつろぎ、落ち着いて過ごすことのできる環境を工夫して、子どもがより心地良く生活ができるよう期待したい。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>「子どもが健康で心身ともに安心して過ごせるようその子にあった援助をする」「一人一人の子どもが意欲的、自発的に生活や遊びができるよう環境構成を考える」という保育方針に基づき子どもの状態に応じた保育を行う姿がみられる。0・1歳児クラスでは、発達や生活リズムを考慮しながら、遊び・睡眠・食事など一人ひとりに合わせ欲求に沿って保育が展開されており、子どもの気持ちを尊重する言葉がけや関わりも見られる。水遊び・プール遊びは保護者からの伝達（子どもの体調・様子等）を考慮して活動内容を変える等一人ひとりが安心して過ごせるよう配慮している。今後も子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの心に寄り添った言葉がけ等に期待したい。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの個人差を十分に把握し、保育ができるように子どもの発達経過を記録している。子どもが自分でやろうとしている気持ちを大切にしながら援助できるよう保育室やトイレの</p>		

<p>手洗い場等には、活動に必要な手順表等が視覚的なツールで伝えられている。子どもの情報交換は各会議で行われており、全職員で子どもたちの様子を共有し把握できるようにしている。発育には個人差があることを踏まえ、今後は、それぞれの子どもの発達段階に応じて、基本的な生活習慣を適切な時期に身につけられるよう、全職員で共通理解を図るための周知方法や伝達手段の工夫に期待したい。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント> 子どもの遊びや活動に応じて製作遊びが楽しめるよう素材や環境が整えられ、多目的ホールには身体を動かして遊べるダンスステージが設けられている。年長児による野菜の栽培では、収穫までの過程を写真や掲示、記録等で可視化し、達成感や喜びが味わえるような工夫が見られる。みやのっこフェスティバル（夏まつり）に向け、畑でとれたとうもろこしでポップコーン屋、スイカ割屋、くじ引き屋等、子どもたちからでたアイデアや遊びを表現できるよう工夫している。3歳以上児の6クラスの子どもたちが自分でお店を自由に選択し、興味や関心に合わせた交流や保育を展開している。今後もクラスの枠を超えて子どもたちが自由に保育室を行き来でき、生活や遊びが主体的に展開されることに期待したい。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 0歳児の保育目標には「安心できる保育士との関わりの中で生理的欲求を十分に満たし心地よく生活をする」と明記され、安心して保育士との愛着関係を持てるようにスキンシップをとっている。広い保育室を生かし、子どもが自由に動き探索活動が十分に行えるよう、落ち着いた環境構成がなされている。午前中に睡眠が必要な場合は安心して眠ることが出来るよう配慮している。発達や興味に合わせてその子にあった対応や援助が出来るように遊具を設定し、関わる等養護と教育が一体的に展開されるようにしている。今後も、家庭的な雰囲気大切にしながら、担当保育士との継続的・応答的な関わりに期待したい。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント> 1歳児の保育目標には「保育士との安定した関わりの中で、探索活動を十分に行い、身近な環境に興味を持つ」と掲げられている。広い空間を保育室に確保し、子どもの発達や興味に応じた様々な遊びのコーナーを設ける等、子どもが安心して自発的に探索できるよう環境が工夫されている。2歳児の保育目標は「身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じる」「簡単な言葉や遊びを通して、友達との関わりを楽しむ」と掲げられており、身の回りの方に自分で取り組む姿と保育士の見守りの姿が見られた。友だちの名前を覚えて呼び合ったり、水遊びでは友だちと関わって遊びが展開されるよう保育士が言葉をかけたり、援助したりする等、遊びが楽しく継続できるよう工夫する姿がみられる。1・2歳児クラスでは養護と教育が一体的に展開されるよう配慮している。</p>		

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>異年齢児（3・4・5歳児）6クラス編成となっている。年齢別・異年齢の活動は、月毎に担任間で話し合い、指導計画を立案している。3・4・5歳児が集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組むことができる環境を整えている。プール遊びについては場所や遊びの様子を職員間で話し合い、改善すべきところは早急に改善してより良い環境となるよう配慮している。生活や遊びでは年上児が年下児に教えたり、年下児が年上児の真似をしたりする場面も見られ、身近な人との関わりを広げられる環境となっている。今後、異年齢児クラスの月間指導計画は、それぞれの子どもの姿から「ねらい」を設定し、保育の振り返りが記録されることが望ましい。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>障害のある子ども一人ひとりの個別支援計画を作成し、異年齢児クラスで安心・安全な環境の中、保育をしている。適切な保育ができるよう職員間で情報共有し、環境構成や関わり方を職場会議等で話し合い、配慮事項を個別支援計画に分かりやすく色を変えて記載している。保護者の意向や不安に寄り添い、保護者から相談を受けた際には、相談内容に応じて専門機関等と連携を図り援助の方法等の助言を受け保育に生かすようにしている。保育士は研修等で障害のある子どもの保育について知識を深めている。今後、研修で得た知識や情報を全職員で周知して取り組むことに期待したい。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>それぞれの子どもの在園時間に関する情報は、富山市立保育所共通保護者向けアプリで把握している。早朝保育や延長保育では様々な年齢の子どもと一緒に過ごすため年齢・子どもの興味に合わせた遊具を準備している。利用する保育室は3歳未満児・3歳以上児で分け家庭的な部屋で保育を実施している。保護者からの伝達事項、子どもの健康状態、怪我の報告などの情報は登降所チェック表を活用し早番・遅番の職員へ引き継ぎをしている。今後は、早朝・延長保育を利用している子どもの様子を記録して保育所における一日の流れを見通した保育が進められることに期待したい。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>隣接する小学校との交流として、5年生が来所し、ゲームや手作り遊具を通して触れ合う機会が設けられており、小学校生活に期待観を高める場となっている。小学校教諭が保育所を来所して保育所での子どもの様子を見学後、年長児担任と情報交換をしている。保護者と子どもが就学に向けて見通しを持ち安心して入学を迎えられるよう配慮している。個別的な配慮が必要な子どもについては、特に保護者との面談時間を増やし就学先について専門機関と</p>		

の情報を基に保護者の意向を大切にしている。5歳児の指導計画は就学を意識して作成され、小学校以降の生活や学習の基盤づくりにつながっていけるよう保育内容が展開されることに期待したい。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ b ・c
----	------------------------------	----------------

<コメント>
 子どもの体調については、こまめに観察し保護者には必要に応じて「健康状態経過観察記録表」を活用して知らせている。玄関の保健コーナーには保育所の感染症状況として「病名」「クラス名」「人数」を知らせ、その病気についての症状や潜伏期間、感染経路、留意点等を表記した感染症一覧やポスターを看護師が中心となり作成・掲示し、保護者に伝えている。保健年間計画を作成し、毎月のほけんだよりで子どもの健康に関わる情報を提供している。嘔吐を伴う症状の処理訓練は年2回実施し、全職員が参加している。乳児突然死症候群(SIDS)の対応マニュアルを職員間で周知して午前睡眠・午後睡眠のチェックを行い記入している。今後も保護者に対しては保育所における子どもの健康に関する方針や取組について「ほけんだより」等で随時周知するとともに、子どもの健康に関する必要な情報提供を行うことに期待したい。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ b ・c
----	-----------------------------------	----------------

<コメント>
 子どもの健康管理は「年間保健指導計画」に基づき、全園児に毎月の身体計測、年2回の嘱託医による内科健診・歯科健診を実施している。即日、保護者に結果を富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信している。治療等の必要がある場合には個別に対応している。診断結果の内容によっては、嘱託医や保健・医療の関係機関を受診するよう勧めている。受診結果の報告を受け、保育所で留意・配慮すべき事項は職員間で情報共有している。歯科・内科健診の実施をしたことから、体のしくみや歯磨きの大切さについて視聴覚教材（紙芝居）を用いて知らせるようにしている。今後、保育所での取組を保護者にも伝え家庭での生活にも生かせることに期待したい。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ b ・c
----	--	----------------

<コメント>
 食物アレルギーのある子どもに対しては、医師からの「アレルギー疾患生活管理指導票」の提出を得て代替食を提供している。配膳時も調理員・所長・担当保育士間で成分表を読み合わせ、4重チェックを行っている。食事の提供では食器の色・お盆、プレート、机、椅子、台拭き、椅子拭き等は専用のものを用意し、他の子どもと食べる空間を分け、保育士等が傍につき、間違いがないように配慮している。アレルギー研修に繰り返し参加し、研修内容を職員間で共有しながら、知識の習得を図っている。誤食等により死に至ることもあるため「アレルギー対応マニュアル」における対応方法を繰り返し周知して職員間で徹底することに期待したい。

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「食育計画」を立て、年間計画・月週案に記載している。離乳食の時期から「自分で食べたい」と思える環境づくりに配慮し、自分で食事をつまんで食べることのできる大きさや硬さを調理員と連携を図り提供している。保育士は子ども達がたのしく食事ができるよう優しく話しかけたり、子どもの発語に笑顔で答えたりしている。3歳以上児はバイキング形式で配膳をして子どもが自分で食べたい量を調節できるようにしている。年長児は野菜の栽培を通して食に興味を持ち生長過程の気づきや発見を通して食への関心が深まるようにしている。調理員が保育室に出向き、食に関するクイズ等で食事を楽しむことができるよう工夫している。充実した子どもの食生活には家庭との連携は大切と考え、給食参加の実施、独自で食育通信を作成し、保護者に食事に関する正しい知識を伝え、家庭での食生活の支援を工夫している。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士と調理員がこまめに連絡を取り合い、未摂取の食材や、咀嚼がうまくできない等の一人ひとりの発育状況に応じて刻みの大きさ等を調整している。調理員が給食の時間に保育室を回り、子どもの食事の様子を見て食材の切り方、大きさ、形状等を話し合い、翌日の給食に生かしている。「にほんのあじめぐり」としてご当地の献立を給食に取り入れ、おいしく食べる機会を設けている。毎日の喫食調査や残食量を確認し、おいしく食べる事ができるよう調理法を工夫している。今後も子どもに安心・安全でおいしい給食の提供ができるよう、衛生管理等、より意識向上を図ることに期待したい。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所説明会で「重要事項説明書」について説明をしている。保育参加を実施し子どもの様子を見てもらう機会を設けている。保育参加・行事後に保護者にアンケートを実施し、保護者の意見や要望を職員間で共有して保育に生かしている。子どもの作品や活動のドキュメンテーション（子どもの活動を写真や文字などで視覚的に記録する手法）の掲示により、子どもの成長や保育の内容の可視化をしている。個別懇談会は保護者の勤務状況等を考慮して期間を長期にわたって設定しているため、参加しやすく、高い参加率となっている。今後、個別懇談会に参加できない家庭については、子どもの生活をより充実させるために連携を緊密に行う工夫に期待したい。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者とは送迎時のコミュニケーションを大切にし、子どもの様子や一日の出来事を伝えるようにしている。保護者からの相談がある場合や個別懇談会の際にはプライバシーに配慮できるように相談室が設置されている。相談内容については保育経過記録に記入し、継続して支援ができるようにしている。内容については職場会議の場で伝達や共有を図り、必要があれば関係機関を紹介している。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の子どもの心身の状態や保護者の表情及び言動、連絡帳の内容等から虐待の兆候を見逃さないようにしている。毎月の身体計測や日々の視診、オムツ交換や着替えの際にも気になる様子がある場合は所長に報告し対応を相談している。また、子どもの危険性が疑われるような時は現状を確認、保育所内で情報を共有し対応できるような体制づくりがなされている。職員が早期発見・早期対応の基本的知識、児童相談所等の関係機関との連携の必要性など継続的に意識づけていくことに期待したい。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、年齢別月間・週間指導計画や異年齢月間・週間指導計画を立案し記録している。3歳以上児、3歳未満児会議等で自らの保育について振り返り、保育の内容を確認し翌月の保育に活かしている。全職員が『人権擁護のためのセルフチェックリスト』『富山市立保育所等保育ガイドライン・チェックリスト』を活用し各自の保育の振り返りについて職員間で意見交換を行い、グループ毎に子どもへの関わりについて意識を高め保育の向上に取り組んでいる。今後は、保育士等の自己評価を保育所全体の保育実践の自己評価につなげていくことに期待したい。</p>		